

鈴鹿市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 8 月 1 6 日

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市規則第 2 4 号

鈴鹿市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鈴鹿市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成 2 7 年鈴鹿市規則第 9 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（条例別表第 1 の 2 の項の規則で定める事務） 第 3 条 条例別表第 1 の 2 の項の規則で定める事務は、次に掲げるとおりとする。 （１）～（６） 略 （７） 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第 55 条の 5 第 1 項の規定に準じて行う<u>進学・就職準備給付金</u>の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 （８）～（１０） 略 （条例別表第 2 の 2 の項の規則で定める事務及び情報） 第 5 条 条例別表第 2 の 2 の項の規則で定め	（条例別表第 1 の 2 の項の規則で定める事務） 第 3 条 条例別表第 1 の 2 の項の規則で定める事務は、次に掲げるとおりとする。 （１）～（６） 略 （７） 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第 55 条の 5 第 1 項の規定に準じて行う<u>進学準備給付金</u>の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 （８）～（１０） 略 （条例別表第 2 の 2 の項の規則で定める事務及び情報） 第 5 条 条例別表第 2 の 2 の項の規則で定め

る事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 第3条第1号に掲げる事務 生活保護法第6条第2項の要保護者に準じる者である外国人又は同条第1項の被保護者に準じる者であった外国人（以下この条及び第7条において「外国人要保護者等」という。）に係る次に掲げる情報

ア 略

イ 生活保護法第19条第1項の保護の実施、同法第24条第1項の保護の開始若しくは同条第9項の保護の変更、同法第25条第1項の職権による保護の開始若しくは同条第2項の職権による保護の変更、同法第26条の保護の停止若しくは廃止に関する情報、同法第55条の4第1項の就労自立給付金の支給に関する情報又は同法第55条の5第1項の進学・就職準備給付金の支給に関する情報

ウ～サ 略

(2)～(6) 略

(条例別表第2の3の項の規則で定める事務及び情報)

第6条 条例別表第2の3の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報と

る事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 第3条第1号に掲げる事務 生活保護法第6条第2項の要保護者に準じる者である外国人又は同条第1項の被保護者に準じる者であった外国人（以下この条及び第7条において「外国人要保護者等」という。）に係る次に掲げる情報

ア 略

イ 生活保護法第19条第1項の保護の実施、同法第24条第1項の保護の開始若しくは同条第9項の保護の変更、同法第25条第1項の職権による保護の開始若しくは同条第2項の職権による保護の変更、同法第26条の保護の停止若しくは廃止に関する情報、同法第55条の4第1項の就労自立給付金の支給に関する情報又は同法第55条の5第1項の進学準備給付金の支給に関する情報

ウ～サ 略

(2)～(6) 略

(条例別表第2の3の項の規則で定める事務及び情報)

第6条 条例別表第2の3の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報と

する。

(1)～(29) 略

(30) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第1項及び第3項の支援給付の支給の実施、平成19年改正法附則第4条第1項の支援給付の支給の実施並びに平成25年改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第1項の支援給付、平成25年改正法附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第3項の支援給付及び平成25年改正法附則第2条第3項の支援給付の支給の実施に関する事務 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第1項及び第3項の支援給付、平成19年改正法附則第4条第1項の支援給付並びに平成25年改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第1項の支援給付、平成25年改正法附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第3項の支援給付及び平成25年改正法附則第2条第3項の支援給付の支給を必要とする状態にある者又は支給を受けていた者（次号から第35号までにおいて「要支援者等」という。）に

する。

(1)～(29) 略

(30) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第1項及び第3項の支援給付の支給の実施、平成19年改正法附則第4条第1項の支援給付の支給の実施並びに平成25年改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第1項の支援給付、平成25年改正法附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第3項の支援給付及び平成25年改正法附則第2条第3項の支援給付の支給の実施に関する事務 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第1項及び第3項の支援給付、平成19年改正法附則第4条第1項の支援給付並びに平成25年改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第1項の支援給付、平成25年改正法附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第3項の支援給付及び平成25年改正法附則第2条第3項の支援給付の支給を必要とする状態にある者又は支給を受けていた者（次号から第35号までにおいて「要支援者等」という。）に

係る外国人生活保護実施関係情報、生活に困窮する外国人に対する生活保護法第55条の4第1項の規定に準じて行う就労自立給付金の支給に関する情報又は生活に困窮する外国人に対する同法第55条の5第1項の規定に準じて行う<u>進学・就職準備給付金</u>の支給に関する情報 (31)～(53) 略	係る外国人生活保護実施関係情報、生活に困窮する外国人に対する生活保護法第55条の4第1項の規定に準じて行う就労自立給付金の支給に関する情報又は生活に困窮する外国人に対する同法第55条の5第1項の規定に準じて行う<u>進学準備給付金</u>の支給に関する情報 (31)～(53) 略
---	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。